

消費生活センター 12月の話題

- 布団の訪問販売に注意!! -

飯田市で
被害多数!!

市内の80代の一人暮らしの女性宅に**布団の販売業者**が訪ねてきた。「以前購入してもらった羽毛布団の業者から頼まれて来ました。あと10年安心して使用するために**布団のメンテナンスが必要**。」などと勧められ、言われるがままに**20万円の布団の打ち直し**を契約をしてしまった。

布団の訪問販売について

- ・飯田市消費生活センターに**布団の訪問販売**についての相談が多数寄せられています。
- ・羽毛布団、以前に購入した布団の打ち直し、押し入れ用のスノコや乾燥剤、布団の関連商品の購入や契約を強引に勧められたというもので、いずれも**高額な契約**となっています。
- ・ひとり暮らしの**高齢者が狙われています**。

ポイント

- ・ドアを開ける前に訪問者や要件を確認し、**必要なければきっぱり断り、事業者を中に入れないことが大切です**。
- ・ひとりでは対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらおうようにしましょう。
- ・家族や近所の人も、高齢者宅に不審な訪問者が来ていないか、不要な品物が大量にないか、不審な契約をしていないか等、日ごろから気を配りましょう。
- ・断っても家に入られたなど不安なことがあれば警察に相談しましょう。
- ・契約しても、**クーリング・オフ**や**契約の取り消し**ができる場合があります。

飯田警察署 ☎0265-22-0110

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン
☎0265-22-4530 [局番なし] 188 (いやや)

不安を感じたら
早めに
相談しましょう